

議案第11号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年養父市条例第274号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(定員等) 第2条 <u>団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とし、その定数は次のとおりとする。</u> <u>(1) 基本消防団員 1,060 人</u> <u>(2) 機能別消防団員 140 人</u> 2 <u>基本消防団員は機能別消防団員以外とし、機能別消防団員は市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。</u> 3 <u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定数は第1項各号の定数の合計数とする。</u>	(定員) 第2条 <u>団員の定数は、1,360人とする。</u> (区分) 第2条の2 <u>団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。</u> 2 <u>基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。</u> 3 <u>機能別消防団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。</u>

改 正 案	現 行
<p>4 <u>令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定数は、第1項第1号に定める定数とする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。